

行政と市民との協働による霞ヶ浦の放射能汚染対策実施を求める要望書

国土交通省

霞ヶ浦河川事務所長 様

2014年1月14日

認定NPO法人アサザ基金

代表理事 飯島 博

日頃から霞ヶ浦の保全活動にご協力いただき有り難うございます。

ご存知のとおり、2011年に起きた福島第一原発の爆発事故によって霞ヶ浦および流域に、放射性物質が降下し、それらが現在水系をとおして湖内に集まりつつあります。このような状況にあつて、流域の住民は不安を感じています。

アサザ基金や茨城県は、国に対して除染ガイドラインの改訂を行ない湖への放射能汚染対策を実施するよう要望をしているところですが、残念ながら未だに改訂は行われていません。

ガイドラインの早期の改訂は望まれるところですが、霞ヶ浦の放射能汚染対策は迅速に行う必要があります。事態が顕在化してから対策を講じても、手遅れになるおそれがあるからです。アサザ基金では、民間団体の連携による市民モニタリングを全流入河川で、これまでに4回実施してきましたが、これらの調査からも流域から湖へと放射性物質が移動している実態が明らかになりつつあります。

今後は、上記の状況を踏まえた対策を検討し実施する必要があります。まず、注視すべきは、湖内における放射性物質の移動や堆積です。湖内にホットスポットやホットエリアが出現する可能性もあり、その予防と対策が必要です。また、魚類などの生物への放射性物質の移動や濃縮を防ぐための対策も講じる必要があります。

アサザ基金では、これらの問題への対策として湖内でのホットスポットの形成を迅速に把握し、それらの地点に覆砂など措置を行ない放射性物質の湖底地下への沈降を促進させ、放射性物質と生物を隔離して接触を避ける方法を提案します。

覆砂を行う対策は、すでに霞ヶ浦河川事務所でも底泥からのリンの溶出を防止する対策として実施されていると聞いていますので、現在もっとも実施可能な具体的な対策と考えています。

事前に放射性物質の移動や集中が予測できる場合には、それらの地点の湖底を事前に掘り下げ凹地を作って置く対策も考えられます。凹地に集め、その上に覆砂を行えば、より効果的に放射性物質を隔離することが可能となります。

私たちは、このようなきめ細かな放射能汚染対策を実施することで、魚類等への汚染の拡散を防ぐことができると考えています。今後、漁業等への影響が拡大しないように、早急に必要な対策です。

アサザ基金は、これらの対策案も含めて迅速に汚染の予防対策を実施するために、霞ヶ浦河川事務所と協働で湖内のモニタリングを実施することを要望します。環境省では、湖内で8カ所のモ

ニタリングポストを設定し定期的な調査を実施していますが、これでは実態の把握は十分にできないと考えられます。

現在の危機的状況を乗り切るためには、民官が違いを乗り越え連携して取り組むことが求められています。アサザ基金は、これまでも霞ヶ浦の植生帯復元事業などを、霞ヶ浦河川事務所と協働で実施してきました。この協働事業には、10数万人の市民や企業など多くの団体が参加しました。このような経験を生かし、今回の放射能汚染対策にも取り組むべきと考えます。

協働事業の具体的な要望としては、アサザ基金が行う湖内での底泥のサンプリングに必要な大きさの船舶や機材、人材等の協力をしてください。採取した底泥の乾燥処理や放射性物質の測定は、アサザ基金が民間団体との連携で実施します。アサザ基金は、これまでと同様に自己資金で実施しますので、資金面での支援は必要ありません。

また、測定した結果については、アサザ基金から霞ヶ浦河川事務所に逐次報告し共有できるようにします。

アサザ基金では、優先的にモニタリングを実施すべき地域として土浦入りを考えています。汚染のホットスポットを含む河川が多く流入し、上水道や農業用水による取水が集中している土浦入り一帯は、とくに重点的に監視をする必要があります。土浦入りで、今後ホットスポットが出現する可能性があり、出現した場合の速やかな対応が求められます。また、可能な限りホットスポットの出現予測を行い、事前に効果的な対策を検討しておく必要があります。

これらの協働事業の提案について、実現に向けて検討をして下さい。

上記の要望について、2月14日までに、文書にてご回答ください。宜しくお願いします。

連絡先 認定NPO法人アサザ基金事務所

電話 029-871-7166

〒300-1222 茨城県牛久市南3丁目4-21

asaza@jcom.home.ne.jp